

議案第8号

富津市学校給食費の管理に関する条例の制定について  
富津市学校給食費の管理に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年2月17日提出

富津市長 高橋 恭 市

提案理由

学校給食法（昭和29年法律第160号）の規定に基づき、学校給食費の管理に関し必要な事項を定めるとともに、富津市立中学校第3学年の生徒に係る学校給食費を無償化する等のため、条例を制定するものである。

## 富津市学校給食費の管理に関する条例

### (趣旨)

第1条 この条例は、市が設置する学校において、学校給食法（昭和29年法律第160号）第4条の規定に基づき実施する学校給食に係る学校給食費の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校給食 学校給食法第3条第1項に規定する学校給食をいう。
- (2) 学校給食費 学校給食法第11条第2項に規定する学校給食費をいう。
- (3) 保護者等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者及びこれに準ずる者として規則で定める者をいう。
- (4) 学校給食費負担者 学校給食を受ける児童又は生徒の保護者等及び教職員その他学校給食の提供を受ける者をいう。

### (学校給食の実施)

第3条 市は、富津市立小学校設置条例（昭和46年富津市条例第54号）第2条に規定する小学校（以下「小学校」という。）及び富津市立中学校設置条例（昭和46年富津市条例第55号）第2条に規定する中学校（以下「中学校」という。）において、学校給食を実施するものとする。

### (学校給食費の徴収)

第4条 市長は、学校給食費負担者から学校給食費を徴収する。

2 学校給食費の額は、別表のとおりとする。

### (学校給食費の不徴収)

第5条 前条第1項の規定にかかわらず、中学校第3学年の生徒（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記載されている保護者等の子等（保護者等の卑属をいう。附則第4項第1号及び第2号において同じ。）に限る。）に係る学校給食費は、徴収しない。

### (学校給食費の納付)

第6条 学校給食費負担者は、学校給食を提供する月の翌月末までに学校給食費を納付しなければならない。ただし、3月提供分の学校給食費については同月末ま

でに学校給食費を納付しなければならない。

(督促)

第7条 市長は、前条の規定による納付期限までに学校給食費を納付しない学校給食費負担者があるときは、期限を定めて、これを督促しなければならない。

(遅延損害金)

第8条 学校給食費負担者は、第6条の規定による納付期限後に学校給食費を納付する場合においては、当該学校給食費に、その納付期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、遅延損害金の額を加算して納付しなければならない。

2 前項の遅延損害金の額の計算及び減額又は免除については、富津市債権管理条例（平成23年富津市条例第22号）の例による。

(学校給食費の減免)

第9条 市長は、特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、学校給食費を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例は、この条例の施行の日以後に実施する学校給食に係る学校給食費について適用する。

(準備行為)

3 この条例の規定による学校給食の実施及び学校給食費の管理に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(第3子以降の学校給食費の減免の特例)

4 市長は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に実施する学校給食に限り、小学校又は中学校で学校給食を受ける児童又は生徒（以下この項において「給食提供小中学生」という。）の保護者等が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該給食提供小中学生に係る学校給食費を免除することができる。

る。

(1) 住民基本台帳法の規定により本市の住民基本台帳に記載されている保護者等であって、3人以上の子等があり、当該3人以上の子等の年齢の高い方から3人目以降の子等が給食提供小中学生である場合

(2) 住民基本台帳法の規定により千葉県内の本市以外の市町村の住民基本台帳に記載されている保護者等であって、当該給食提供小中学生を含む3人以上の子等を扶養し、当該扶養している子等の年齢の高い方から3人目以降の子等が給食提供小中学生である場合

5 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、学校給食費の減免を行わない。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条の規定による教育扶助により学校給食費の全部の補助を受けている場合

(2) 学校教育法第19条の規定による就学援助費により学校給食費の全部の補助を受けている場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、学校給食費の全部の補助を受けている場合

別表（第4条関係）

区 分	月 額	日 額
小学校に就学する児童並びに小学校及び富津市学校給食調理場の設置等に関する条例（昭和46年富津市条例第56号）第2条に規定する単独校調理場に勤務する職員	4,600円	265円
中学校に就学する生徒並びに中学校及び富津市学校給食調理場の設置等に関する条例第2条に規定する共同調理場に勤務する職員	5,700円	328円

備考 学校給食を受ける児童及び生徒並びに職員その他学校給食の提供を受ける者が月の途中から学校給食を受け、又は月の途中で学校給食を受けなくなった場合は、本表に規定する日額に当該学校給食を受けた日数を乗じて得た額とする。この場合において、当該額が本表に規定する月額を超えるときは、当該月額とする。